

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年9月22日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：20件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	計器設定に関する確認において、残留熱除去系流量検出器（2台）の計器仕様表の発生差圧値に、誤記が認められたため、対応検討	C	
2	2号機	タービン蒸気加減弁（No.3,4）の目視検査時、スプリングハウジングガイドローラ溝部に摩耗が認められたため、当該部を修理	D	
3	2号機	給水加熱器（3A）ドレン水位調節弁の点検時、制御用空気減圧弁よりエアリークが認められたため、当該弁を修理	D	
4	2号機	給水加熱器（3C）ドレン水位調節弁の点検時、ポジションナ豆ゲージに指示不良（2台）が認められたため、当該ゲージを修理	D	
5	2号機	残留熱除去海水系ストレーナ（B系）の点検時、スパーサーフランジ面に浸食が認められたため、当該フランジ面を修理	D	
6	2号機	低圧タービン（A）外部車室上半の浸透探傷検査時、溶接部にブローホール（集中）及び円形指示模様等が認められたため、当該部を修理	D	
7	2号機	クロスアラウンド配管における内部溶接線の浸透探傷検査時、線状浸透指示模様及び配管内面に浸食が認められたため、対応検討	D	
8	2号機	残留熱除去海水ポンプ（B）吐出圧力指示計の点検時、誤差率に精度外が認められたため、当該計器を交換	D	
9	2号機	非常用ディーゼル発電機（2B）排ガス温度検出器（2台）の点検時、絶縁抵抗の低下が認められたため、当該計器を修理	D	
10	2号機	取水設備スクリーン洗浄ポンプ（D・E）用モータ電源の点検時、プルボックス埋設部に著しい腐食及び欠損が認められたため、当該部を修理	D	
11	2号機	可燃性ガス濃度制御（A系）出口手動弁（009A）において、開閉表示用リミットスイッチに動作不良（閉側）が認められたため、当該スイッチを点検・修理	D	
12	4号機	計器設定に関する確認において、原子炉水位変換器（2台）の計器仕様表の測定範囲に、誤記が認められたため、対応検討	C	
13	4号機	計装用空気系除湿装置用タイマリレーの点検時、動作不良が認められたため、タイマリレーを修理	D	
14	4号機	計器設定に関する確認において、所内ボイラ（B）ドラム水位変換器等（2台）の計器仕様表の出力信号等に、誤記が認められたため、対応検討	C	
15	4号機	計器設定に関する確認において、所内ボイラ（B）廻り圧力変換器等（4台）の計器仕様表の出力信号に、誤記が認められたため、対応検討	C	
16	5号機	油処理建屋油移送ポンプの点検時、上部シャフトグランド部に摺動摩耗が認められたため、当該シャフトを交換	D	
17	5号機	換気空調系原子炉建屋排風機（B）の出入口ダンパ等の作動確認時、原子炉建屋空調系が全停止したため、対応検討	C	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
18	5号機	炉心スプレイポンプ吐出圧力変換器等（2台）の計器設定確認において、ヘッド（水頭）値の調査値に誤りが認められたため、対応検討	C	
19	5号機	取替用輸入燃料棒に関する溶接検査記録の一部（溶接の寸法記録）に所在不明（6本）が認められたため、対応検討	C	
20	集中環境施設	高温焼却炉操作室制御盤において、「制御システム異常」警報が発生し、調査した結果、メモリ基板の不良が認められたため、メモリ基板を修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

*「不適合の定義」（JEAQ4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで